

アメリカにおける子どもの「ネットいじめ」(Cyberbullying) 対策と憲法上の問題点－法と判例の動向－

今 出 和 利

現在、アメリカにおいても、「ネットいじめ」(cyberbullying)は深刻な問題となっており、その対策のために各州では、ネットいじめを含む「いじめ対策法」(anti-bullying law)を制定しているが、それにより、合衆国憲法修正第1条との適合性という、あらたな法的問題をもたらしている。

本稿では、まず、ネットいじめの定義と現状を分析し、アメリカにおいて「いじめ対策法」の立法の契機となった「ミーガン・マイア」(Megan Meier)に関するネットいじめ事件をふり返り、現在の各州における「いじめ対策法」の内容の傾向等を分析する。

そして、この法における、ネットいじめを行った生徒に対する「学校による懲戒処分」及び「刑事罰規定」と、修正第1条が保障する「言論の自由」との適合性に関して示された最近の判例等を整理し、現在のアメリカにおける課題について述べる。

keywords : ネットいじめ サイバーブリーイング ティンカー基準 ビショップ判決 ミーガン・マイア

目 次

はじめに

- 1 アメリカにおける「ネットいじめ」問題
- 2 ネットいじめ対策の法制化への動向
- 3 ネットいじめ対策の法制化と憲法上の問題点
おわりに

はじめに

日本において、学校での「いじめ」が、社会問題として扱われるようになって久しいが、「インターネット元年」といわれる1995年頃からは、インターネット、それに対応するパソコン、携帯電話及びスマートフォン等の電子機器が急速に発展・普及するなか、次第に従来型の対面的な「いじめ」に加えて、これらの機器を使用したいわゆる「ネットいじめ」があらたな類型として形成され、学校教育の現場では深刻な問題となっている。

2013年6月に制定された、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする「いじめ防止対策推進法」第2条第1項において、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童

等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義され、インターネットによるいわゆる「ネットいじめ」も、この法律の対象なることが明確に定められているが、最近でも、ネットいじめを苦にしたものと思われる中・高生の自殺に関する少なからぬ数の事案が報じられており、また、文部科学省が2018年2月に公表した「平成28年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（確定値）について」によると、一般に、「ネットいじめ」とされる「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の認知件数は、1万779件（前年度9,187件）¹⁾にのぼっており、より一層の対策が求められている。

他方、アメリカでは、1998年に「児童オンラインプライバシー保護法」(COPPA) 及び2001年には「児童インターネット保護法」(CIPA) 等のいくつかの法律が制定され、子どものインターネットの利用とその保護に関するルールづくりが行わ

れている。

そこで本稿では、このような取り組みを比較的早くから行っているアメリカにおける「ネットいじめ」の現状と、どの様な法的対策が行われているのか、及びそれに関する憲法問題等について関連する判例を紹介しつつ整理・検討することしたい。

1 アメリカにおける「ネットいじめ」問題

アメリカにおいて、いわゆる「ブリーリング」(bullying)（以下「いじめ」とする）問題について、特に、社会の強い関心が持たれるようになったのは、1999年にコロラド州のコロンバイン高校で起きた銃乱射事件であったと言われている。事件を起こした生徒は、この学校でいじめを受けており、その報復としてこの事件を起こしたものとされる。

この頃から2000年代にかけて、アメリカの各州では、いわゆる「アンチ・ブリーリング・ロー」(Anti-bullying law)（以下「いじめ対策法」とする）の制定・整備が行われるようになる²。

また、ほぼ時期を同じくして、インターネットやそれに対応する電子機器が普及するにつれて、いわゆる「チャット」に始まり、現在では、ツイッター(Twitter)、フェイスブック(Facebook)、インスタグラム(Instagram)といった「ソーシャルネットワークサービス」（以下「SNS」とする）や、ユーチューブ(YouTube)等の動画投稿サイト等を介した、「サイバーブリーリング」(cyberbullying)（以下「ネットいじめ」とする）が、子どもの世界に、あらたないじめ問題をもたらすことになった。

(1) 「ネットいじめ」の定義と特徴

この「ネットいじめ」の定義は、各州、関係機関又は論者によって多少の違いはあるが、いじめ問題やその対策についての情報の提供を目的とし、その問題に関係する連邦政府の各省庁と協力のもと、保健福祉省(HHS)によって運営されているサイト“StopBullying.com”によると、まず「いじめ」については、「実際に又は認識できる力関係が均衡ではない学齢児童の間で行われる、望まない、攻撃的な行為であり、その行為は

繰り返されるか、又は長きに渡って繰り返される可能性があるもの」とされている⁴。

その「いじめ」の定義を前提に、「ネットいじめ」については、「携帯電話、コンピューター及びタブレットの様な電子機器を使用して生じるいじめ」と定義する。

加えて、ネットいじめは、「ショートメッセージ、テキストメッセージ及びアプリケーションを介して、又はオンライン上で人々がその内容を閲覧し、参加し、又は共有し得るソーシャルメディア、フォーラム若しくはゲームを介して生ずるもの」とし、さらに「他人に対して、否定的で、加害的で、間違った、又は嫌悪感を持つ内容を送り、投稿し、又は共有すること」や、「他人が困惑し恥をかく原因となる様な、他人の個人的な又は秘密の情報を共有すること」も含むものとする。そして、それらの「ネットいじめのいくつかは、一線を越すと違法行為又は犯罪行為となる」としている⁵。

従来型の対面的な「いじめ」と比較して「ネットいじめ」の特徴としては、①匿名のメールアドレスやハンドルネームが使われると、加害者の名前がすぐには分からず、②傷つける行為が行われると、オンライン上すぐさま拡散し、それを知った人がさらにそのいじめに加わることができ、又は加わらないまでも、ネットにアクセスさえすれば、少なくともその様な事が行われていることに気づいてしまう、③加害者は、被害者から物理的に離れたところでいじめを行うことが可能なため、時に、容赦のないことをより容易に行ってしまい、またその行為に対する被害者の即座の反応を把握できないがため、事の重大さに気がつかない、④両親や教師がいじめをさせないようにしっかりと監督しようとしても、多くの大人は、オンライン上にあるいじめの情報をアクセスする知識や時間がないため、結局、そのまま放置されてしまう、等が挙げられる⁶。

さらに、上記の各事項とも関連するが、ネットいじめの大きな特徴は、加害者は24時間、365日いつでも複数でいじめを行うことが可能な点であろう。従来型であれば、被害者は加害者に絶対に会わないようにする等の最終的な手段が残される

が、ネットいじめでは、なかなか逃げ道を見出せないため、より深刻な問題を引き起こしてしまうように思われる⁷。

(2) ネットいじめの現状

主に、ネットいじめについて、調査・研究及び防止のための啓発活動等を行っている民間団体「サイバーブリーイング・リサーチ・センター」(Cyberbullying Research Center)の調査・集計によると、2007年から2016年までの10年間（調査間隔は必ずしも一定ではない）において、中学生・高校生（12歳から17歳）のうち、全ての年の平均で約28%、2016年の単年では33.8%の生徒が、今までに「ネットいじめ」の被害を受けたことがあると回答している。統計のとり始めの2007年は約19%であったが、年々上昇する傾向にあり、2014年からは、ほぼ30%前半で推移していることになる（[表1] 参照）。

なお、2016年の調査については、その調査日から30日前までの期間を限定すると、「ネットいじめ」を受けたとする生徒は16.9%でありその内訳は、オンライン上で、「不快になる又は傷つくコメントを書かれた」（22.5%）、「噂をたてられた」（20.1%）、「自分についての性的意味を持つ蔑称やコメントを投稿された」（12.7%）、「危害を加えるとの脅迫を受けた」（12.2%）、「携帯電話のテキストメッセージで危害を加えるとの脅迫を受けた」（11.9%）、「不快になる又は傷つく自分の写真を投稿された」（11.1%）、「自分になりすました」（10.3%）、「自分の人種や肌の色による蔑

称やコメントを投稿された」（10.1%）、「不快になる又は傷つく自分に関する動画を投稿された」（7.4%）、「不快になる又は傷つく自分に関するホームページを作成された」（7.1%）で、これらの項目に二つ以上該当する者は、25.7%であった⁹。

その他にも、アメリカの「保健社会福祉省」(DHHS) の下部機関である「疾病対策予防センター」(CDC) による、第9学年から第12学年（高校生）までの生徒を対象とした調査において、データのある2011年から隔年で2017年まで、各年の調査日から1年前までの間に限定して、ショートメール、インスタグラム、フェイスブック及びその他のSNS等によるいじめを受けた者は、各年平均約15%となっている。

この様に、調査の方法によってその結果に若干のばらつきはあるものの、できるだけ幅広くいじめを把握するという視点からすると望ましいと思われる一定期間に限定しない調査方法によれば、約30%以上という決して少なくはない数の生徒が、ネットいじめの被害を訴えている現状は、やはり深刻なものであるといえよう。

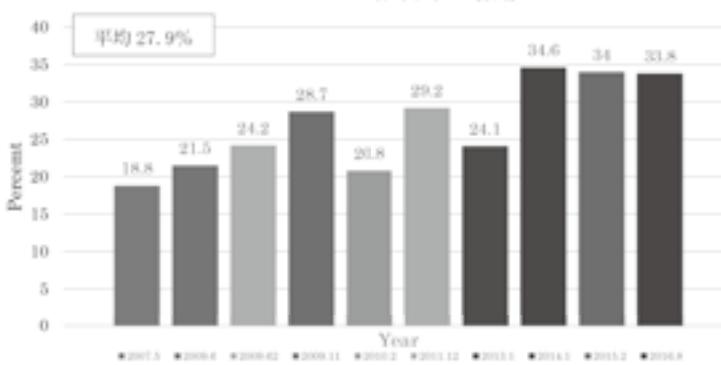
2 ネットいじめ対策の法制化への動向

(1) ネットいじめと法制化への契機

特に「ネットいじめ」に関するアメリカ社会の関心を引き起こし、その対策への取り組みが始まる一つの大きな契機となったのが、2006年10月16日、自ら命を絶ったミズーリ州に住む13歳の少女、ミーガン・マイアー (Megan Meier) に関する、以下の様な事件であった。

2006年9月20日、ミーガンの元クラスメイトで友人であった女児とその母親であるローリ・ドラーは、一緒になって、SNSである「マイ・スペース」(MySpace)に、ネット上で見つけた面識のない少年の写真を無断で使用し、「ジョシュ・エバンス」(Josh Evans) という架空の名前で登録し、この偽名を使って同じSNSに登録していたミーガンに連絡を取った。そして、ネット上互いに戯れ合うことで、「ジョ

[表1] ネットいじめ 被害率の推移



〔<https://cyberbullying.org/summary-of-our-cyberbullying-research> より作成〕

シュ」のことに好意を持ち、次第に夢中になっていく彼女の気持ちを何日間かに渡って弄んだ。その間、ミーガンが「ジョシュ」に電話番号を尋ねても、「ジョシュ」は、携帯も家の電話も持っていないと答えた。

そして10月7日頃、ドルーとその娘は、「ジョシュ」の偽名で、ミーガンに対して「距離をおく」ことを伝え、さらに16日には、「あなたの地元の人はみんな、あなたはどういう人か知っているよ。あなたは悪い人だ。みんなあなたを嫌っているよ。この先、最悪の人生を送りな。」「あなたがいなければ、世界はもっと良くなるのに。」等と書き込んだ。

ミーガンはこの様な書き込みにショックを受けてその日に自殺を図り、翌日亡くなつた。その後、ドルーは、自分が作成した「ジョシュ」のアカウントを削除した。

ドルーがミーガンにこの様な行為を行つたのは、ミーガンが転校する前の学校では友人であったドルーの娘が後に仲たがいをし、その後、ドルーはミーガンが自分の娘に関する嘘を言いふらしていると思い込み激怒し、「ミーガンの本性を暴いてやりたい」と思つてゐたことが背景にあつたとされている¹¹。

後に、この事件はマスコミによって大々的に報道され、社会の耳目を集めることとなる。

ミズーリ州において、この様な「ネットいじめ」に起因すると考えられる自殺事案に関して、その原因をつくった者に対して何らかの刑事罰を科す法律はない。しかし連邦検事は、ドルーを、偽名と他人の写真を許可なく使いSNSに登録するという「マイ・スペース」の利用規約に反する行為を行つたことが、連邦法である「コンピューター不正行為防止法」(Computer Fraud and Abuse Act)に反するとして連邦地方裁判所に起訴した。

そして、陪審はドルーを有罪としたものの、ドルー側が釈放を求めることに対して、裁判所は、当該法規定により刑事罰が科され得ることを想定するのは難しい等の理由から、陪審の評決を覆しその求めを受理したため、最終的に、ドルーに刑事罰が科されることとはなかつた¹²。

ミズーリ州では、この事案を契機に、ハラスメ

ントに関する法を改正して、「ミーガン法」と呼ばれるネットいじめに対する刑事罰規定の新設へ向けて、動き出すこととなる。

この事案の他にも、この頃、各州でネットいじめに起因すると思われる、いくつかの生徒の自殺事案が起き、大きな社会問題となつてゐた。

各州の法制定・改正契機の一つとなったと考えられるものとして、例えば、オハイオ州に住む18歳の女子高校生の元ボーイフレンドが、以前に撮つた彼女の裸の写真をクラスメイトに送り、クラスメイトは彼女を卑猥なあだ名をつけて呼ぶようになり、その後、彼女は自殺した事案（2008年）、自ら同性愛であることを公にしてゐたニュージャージー州の18歳の男子大学生の同じ寮に住むルームメイトが、その学生の性的行為の様子を隠し撮りし、オンライン上で他の学生に公開した後、その男子学生が自殺した事案（2010年）、フロリダ州に住む12歳の女子中学生が、元ボーイフレンドの新しい彼女とその友人15人から執拗なネットいじめを受けて転校を余儀なくされたが、その後もネットいじめは続き、それにより精神的に追いこまれ自殺した事案（2013年）等、多くの非常に痛ましい事案が挙げられる¹³。

（2）連邦の対応

ネットいじめは、その事案が悪質または衝撃的なものであればあるほど、内容は、その都度、様々なメディアを通してすぐさま社会に拡がっていく。さらにそれらは、連邦議会及び政府に対して、積極的な対策を求める世論として形成されていくことになる。

先述したミーガン・マイアの事案を一つの契機として、2009年4月には、連邦刑法の「恐喝及び脅迫の罪」の章に、罰金若しくは2年以下の懲役又その両方の刑罰を科し得るものとした「ネットいじめ」(cyberbullying)に関する節を新たに追加するための法律案（略称：Megan Meier Cyberbullying Prevention Act）が、超党派により下院に提出された¹⁴。

しかし、2009年6月、司法委員会の「犯罪・テロリズム・国土安全保障に関する司法小委員会」における公聴会で、この法案は、生徒に対して連

邦法で過大な刑罰を科すものであり、言論の自由を制限するものである旨の批判がなされ、可決には至らなかった経緯がある¹⁵。

この連邦法は成立しなかったものの、2010年12月、教育省（DE）は、従来型のいじめを前提に、その対策法を制定する際に含めるべき共通する11の指針を示し、翌年の12月には、ネットいじめを含む「州のいじめ対策法と指針の分析」(Analysis of State Bullying Laws and Policies) を公表している¹⁶。

(3) 州の対応

ネットいじめに対応する具体的な法規定は、2000年代半ばころから各州議会によって制定され、現在、全ての州で「いじめ対策法」が制定されている。

その対象、内容及び文言等は州ごとに異なるものの、法制化にあたり概ねの傾向としては、①各学校区に「いじめ対策指針」の策定を義務づけ、既に策定済みの場合には、「ネットいじめ」についても追加する、②ネットいじめに対する刑事罰規定を新設する、③学校外の行為が学校内にも影響を与える場合には、学校管理者に何らかの対策を講ずる権限を認める、④学校に対して、ネットいじめについての報告と懲戒のための新しい手続を策定することを求める、⑤学校区に対して、インターネットの安全で倫理的なエチケットのトレーニングとカリキュラムの策定及びその実践を義務づける、といった点である¹⁷。

以下、各州法の共通点について概観することとする（〔表2〕参照）。

まず、「いじめ対策法」（いじめ対策に係る個別法に限定せず、関連する法律の一部に「いじめ」行為の規制について付加した規定も含む。以下、同じ）を持つ50州のうち47州において、「いじめ」の定義に、従来型の対面的ないじめに加えて、「ネットいじめ」又は「電子的機器による嫌がらせ」(electronic harassment)等も含むものとしている。

いじめの定義に関連して、40州は、一度だけ行われた行為であっても「いじめ」として定義するのに対して、定義規定が不明確な2州を除き8州では、繰り返し行われた行為のみを「いじめ」と

定義している。

また、「いじめ対策法」の中に、学校外の行為に対する懲戒処分を認める規定を明記しているのは25州にとどまっており、この点、「法の内容」の他の項目については、ほとんどの州が該当するのと比較すると、これに対する各州の慎重な姿勢が読み取れる。

その他、48州では、いじめが生じた場合の対応を明確にしておく「いじめ対策指針」の策定を学校区に対して求めているが、その具体的な内容まで言及している州とそうでない州とに分かれている。

いじめに該当するかどうかを判断する際の基準として、後述する「ティンカー判決」において、生徒の表現行為が制限され得る基準として示された、「実質的な妨げ」(substantial interference)又は「実質的な混乱」(substantial disruption)が生じた場合、との文言を、34州が条文の中に採り入れている。

また47州が、学校教職員に、「いじめ」を行った生徒に対する懲戒処分を行う権限を認めている。もっとも、「ネットいじめ」は、その性質上、学校内よりも学校外で行われることが容易に想定されるが、この点、上記の様に学校外で発生した事案も対象とする25州については、実質的に「ネットいじめ」に関しても懲戒処分の権限も認められることになろう。

そして、後述するように、最も議論が生じる点でもあるが、48州はいじめ行為に対する刑事罰を定め、そのうち44州では、「ネットいじめ」（電子的機器による嫌がらせ、サイバーストーキング(cyber stalking)も含む）に対する刑事罰規定も設けている¹⁸。

〔表2〕各州における「いじめ対策法」の対象及び内容等のまとめ（2016年末現在）

| 法の内容 | 該当する州 |
|--|-------|
| 「いじめ対策法」を定めている | 50州 |
| 「ネットいじめ」を対象に含む | 47州 |
| 一回以上の行為も対象とする（繰り返されることを要件としない） | 36州 |
| 学校外で生じた事案も対象とする | 25州 |
| 学校法に則して「いじめ対策指針」等の策定を義務づける | 45州 |
| 「ティンカー判決において示された「実質的な妨げ」(substantial interference)等の文言を条文の中で使用している | 34州 |
| 「いじめ」を行った生徒に就する学校による懲戒処分を規定する | 47州 |
| 「いじめ」に対する刑事罰を規定する | 48州 |
| 「ネットいじめ」に対する刑事罰を規定する | 44州 |

Jennifer A. Morrison, Cyberbullying, E-SI Public Schools, and The Public Schools, and The 4th Amendment (2013), at 81-84をもとに作成。

3 ネットいじめ対策の法制化と憲法上の問題点

上記の様に、「いじめ対策法」は全ての州で制定されているが、その対象に、特に「ネットいじめ」も含むとするならば、あらたな法的問題が生じ得ることになる。それが「言論・表現の自由」を保障する合衆国憲法修正第1条との適合性の問題である。

「ネットいじめ」は、対面的・直接的な暴力や無視といった従来型の「いじめ」とは異なり、何らかの電子機器の画面に文字を表示することで行われるため、その「表示する内容」に何らかの制限をかけるならば、その手段・方法によっては、言論・表現の自由の侵害にあたるのではないか、との疑義が呈されることになる。

より具体的には、(1) 公立学校側が「ネットいじめ」を行った生徒に対して停学又は退学等の懲戒処分を行うこと、及び(2)「ネットいじめ」を行った生徒に対して刑事罰を科すこと、のほぼ二点に集約することができ、それぞれが、修正第1条の保障する言論の自由に反しないかという問題である。

前章で見た様に、ネットいじめに対する懲戒処分及び刑事罰規定を既に州法の中に採り入れている州は多いが、上記の論点については、未だ、連邦最高裁判所による見解は示されていないため、(1)に関連する論点として、「公立学校における生徒の言論の自由」に関する一連の連邦最高裁判所による判例が、(2)については、ネットいじめを行った生徒に対して刑事罰を科すことを規定した州法の合憲性につき、最近、州最高裁判所レベルの判断が示されているため、以下、それについて概観することとする。

(1) ネットいじめと公立学校による懲戒処分

学校は、その社会的役割として、生徒に対して授業を行うことのみならず、各生徒の日常生活の指導や、他生徒との関係を円滑にするための指導まで、教育的な側面から様々な場面で関わることが求められる。それは、生徒間のネットいじめの防止についても然りであろう。しかし一方で、公立学校が私人である生徒の行動に対して過剰に介入するならば、時に、生徒の権利の侵害とされる

こともある。

この点、ネットいじめと懲戒処分の可否の議論の前に、まず整理すべきは、そもそも公立学校が、当該学校に所属する生徒の行った「表現行為」を契機に、その生徒に何らかの懲戒処分等を行うことは言論の自由の保障に反するかどうか、という論点である。これについては、まず確認しなくてはならないのが、以下に示す、1969年の「ティンカー判決」(Tinker v. Des Moines Independent Community School District)であろう。

1965年12月、高校生(15歳)のティンカー等は、ベトナム戦争に反対する意を表して黒い腕章を付けて登校したことが学校側の定めた指針に反するとして停学処分となつたため、修正第1条の保障する言論の自由に反するものとして、処分差止等を求めて提訴した。1969年2月、連邦最高裁判所は、「生徒や教師が校門をくぐるところで、言論・表現の自由という憲法上の権利を投げ捨てるなどと論ずることは到底できない」として、学校内において、生徒に対して言論の自由が及ぶことを明確に宣言した。一方で、生徒の言論の自由が制限され得る例外として、生徒の表現行為が、「学校の機能への実質的な妨げ(substantially interfere)となる場合、又は他の生徒の権利を侵害する場合」に限られる、との例外基準（以下「ティンカー基準」とする）を示した¹⁹。そして、この基準は、後の各裁判所の判例にも引用され影響を与えることとなる。

もっとも、その後の1986年には、高校の自治会選挙のための全校集会で応援演説をした生徒が、あからさまな性的比喩を含んだ演説を行ったことで学校から科された3日間の停学処分につき、修正第1条の権利侵害として争った事案で、連邦最高裁は、上記「ティンカー基準」を適用することなく、「修正第1条は、学校が、全校集会で淫らな演説を行う高校生を規律に従わせようとするこれを妨げるものではない」として、生徒側の主張を認めない「フレイザー判決」(Bethel School District v. Fraser)を下している²⁰。

さらに2年後の1988年には、ある高校で、生徒編集の学校新聞に、ある女生徒の妊娠や両親の離婚に関する記事を掲載することは不適切であると

判断した校長が、校正段階で当該原稿を削除したこと、生徒側から修正第1条の権利の侵害であるとして争われた事案について、連邦最高裁判所は、ここでも「ティンカー基準」を用いることなく、当該新聞がジャーナリズム教育の一環として学校の後援のもとで発行される以上、学校が、生徒の言論活動の形態や内容に編集上のコントロールを及ぼすことは、それが正当な教育的配慮と合理的に関連している限り、修正第1条に反するものではないとする「ヘイゼルウッド判決」(Hazelwood School District v. Kuhlmeier)を下している²¹。

これらの3つの最高裁判所判例は、全て、「学年内」における生徒の活動に対するものであるが、2007年に連邦最高裁判所は、以下に示す「モース判決」(Morse v. Frederick)であらたな見解を示すこととなる。

オリンピックの聖火リレーが高校の前を通過する際に、当該学校の行事として、それを学校前の校外の路上で見学することとなったが、生徒の数人が路上で“BONG HiTS 4 JESUS”²²と書かれた横断幕を掲げたため、校長が下ろすように指導した。その後、高校側は、最後までその指導に応じなかった生徒一人に対して停学処分を科したが、当該生徒は、修正第1条の権利が侵害されているとして、処分の差止等を求めて提訴した。

連邦最高裁判所は、当該行為が校内で行われた表現行為ではないとしても、聖火リレーを見学するという行事は、通常の授業時間に行われたものであり、校長公認の承認された社会的行事であった点等を踏まえつつ、学生が掲示した横断幕について、違法薬物の使用を助長するものとして見なすのが合理的であるとした上で、「学校は、その様な表現行為から学校の保護に委ねられた者たちを守るために措置を講ずることができるのであり、この様な場合において、学校運営者が、薬物使用促進の横断幕を没収し当該生徒を停学にしたとしても、修正第1条に反するものではない」との判断を示した²³。

この様に、「公立学校における生徒の言論の自由」に関する連邦最高裁判所の上記「4判例」のうち、3判例は「学年内」の表現行為に関するも

のであるが、「モース判決」のみが、「学校外」の生徒の表現行為について、当該行為が「学校による許可」(school-sanctioned) の下での活動の場で行われたものであるという点を一つの理由として、生徒に対する懲戒処分を肯定した。

それでは、ネットいじめが通常そうである様に、「学校外」における生徒の表現行為であって、学校による「許可」等が特段ない場合には、どこまで学校による懲戒処分の対象となり得るのであろうか。この点が、現在、ネットいじめと懲戒処分を巡るいくつかの訴訟の中で争われている。

現在まで、連邦地方裁判所及び控訴裁判所による「ネットいじめ」又は「ネットハラスメント」に関連する判例はいくつかあるが、それらには「生徒」対「学校教職員」間で生じた争いに起因するものが多い。「生徒間」における「ネットいじめ」について、連邦控訴裁判所で判断が示された数少ない事案の一つであると思われる、「コワルスキーパ判決」(Kowalski v. Berkeley County Schools)について見ていくことにする。

ウェストバージニア州の高校3年生であったカラ・コワルスキーは、2005年の12月、自宅のパソコンで、SNSの「マイ・スペース」に“S.A.S.H.”と名づけたグループページを作成し、彼女はこの意味を、“Students Against Sluts Herpes”(ふしだらな行為によるヘルペスに直面する生徒たち)の頭文字をとったものであると説明したが、他のクラスメイトは、本当は、同じ高校の生徒である“Shay. N”について主に話題とするページであり、“Student Against Shay's Herpes”(シャイのヘルペスに直面する生徒たち)の頭文字であると認めた。

これが学校側の知るところとなり、嫌がらせ、いじめ及び脅しに関する学校の指針に反するとして、彼女に対し10日間（後に5日間に短縮）の停学処分が科されたが、コワルスキーは、この処分は言論の自由の保障等に反するとして学校側を訴えた。

連邦控訴裁判所(第4巡回区)は、「コワルスキーは、インターネットを利用し、クラスメイトを標的とした攻撃を画策した。その行為は、『学校の運営において必要である適切な教育を本質的、実

質的に妨げ、他の生徒の権利と衝突する』表現行為に規制を行うための認められた権限を持つ学校区に影響を与えるだけの、学校環境と十分に関連した方法で行われた」²⁴として、「ティンカー基準」を適用してコワルスキーへの懲戒処分の正当性を認めた。

その他の連邦控訴裁判所のいくつかの判例²⁵及びその他の裁判所の判例の全体的な傾向をまとめると、概ね生徒の表現の自由の保障を支持する方向の判決が出されているが、もし、その生徒の表現行為が、生徒の学習への本質的・実質的な妨害、教育課程又は学校の規律の妨げ、学校が所有管理している機器を利用した嫌がらせ、他の生徒への脅迫行為又は生徒の公民権を侵害する行為にあたる場合については、修正第1条の権利としての保障は認めず、当該行為に対する介入や処分を許容する方向にある²⁶。

(2) ネットいじめと刑事罰規定

憲法上の問題としてもう一つ挙げられるのが、ネットいじめを行った生徒に対して刑事罰を科すことは、修正第1条の保障する言論の自由に反しないか、という点である。

この点について、先述した様に、連邦最高裁判所による裁判例は未だないが、2014年7月にはニューヨーク州、2016年6月にはノースカロライナ州の二つの州最高裁判所レベルで、ネットいじめを行った者に対して刑事罰を科す規定が修正第1条に反するとの判断が下されている。前者は、州カウンティ条例に対する違憲判断²⁷、後者は、州法に関する違憲判断であった。どちらも、ほぼ共通した論点として、当該規定はその目的を達成するために適切なものであるのか、という点である。

以下では、州法に対する違憲判断を下した、ノースカロライナ州最高裁の「ビショップ判決」(State v. Bishop)について見ていくこととする。

被告であるロバート・ビショップと本件の被害者は、同じ高校のクラスメイトであった。2011年秋頃、被告を含む被害者の男子クラスメイトの何人かが、被害者自身が開設したものを含む「フェイスブック」のページに、被害者を中傷する写真

を投稿してコメントを書き込むようになる。そして同年の9月、クラスメイトは、以前、被害者がビショップにうっかり送ってしまった「性的なことを話題としたテキストメッセージ」のスクリーンショットを投稿した。そこには、被害者とビショップ等の個人的事柄についていくつか書き込みがなされており、過度に同性愛に関するコメントも含まれていた。

その後も、少なくとも二つの他の「フェイスブック」に同様の事が書き込まれ、これらの書き込みの多くは、互いの性的指向についてのコメントや非難であり、被害者に対する中傷や侮辱も伴うものであった。

同年12月のある深夜、被害者の母は、被害者が自室でひどく興奮し、泣き、物を投げ、頭を打ち付けているのをみかけ、また、被害者の携帯電話に、彼のクラスメイトが投稿したいくつかのコメントと写真をみつけたため、息子の健康と自傷行為が心配になり、警察に通報した。警察の捜査により翌年2月にビショップは逮捕され、その後、ノースカロライナ州刑法の「コンピューター関連犯罪」条項の「ネットいじめ」に関する刑罰規定(2009年制定)の一つである、「何人もコンピューター又はコンピューターネットワークを」、「未成年者を脅迫し又は苦しめる意図をもって」、「未成年者に関する秘密の、個人的な若しくは性的な情報を、インターネットに投稿し又は他人に投稿することをけしかけること」に使用してはならない²⁸と定める規定に該当するものとして起訴された。

第1審(superior court)で有罪判決を受けたビショップは、判決不服として控訴した。控訴審でビショップ側は、「当該規定は、保障されている言論について刑罰を科すには過度に広汎であり曖昧であるため、文面上違憲である」と主張したが、2015年6月、州控訴審裁判所(Court of Appeals)はそれを認めず、当該規定は、「行為を禁じたものであり、言論を禁じたものではない」とし、言論への制約は付随したものに過ぎず、この制約は州の、いじめや嫌がらせから子どもを守るという実質的な利益を促進するために必要である以上の過大なものではない、との結論を下した²⁹。

その後、ノースカロライナ州最高裁判所は、ビ

ショップ側の上訴を受理し、2016年6月10日、以下の理由から、「当該規定は、修正第1条に反するものである」との判断を示し、州控訴審裁判所の判決を破棄した。

州最高裁判所判決の論点をまとめると、①当該規定は、単に非表現的行為を制限したに過ぎないものではなく、言論の自由を制限するものか、②当該規定は、表現の「内容規制」(content-based)であるか、③当該規定は、「厳格な審査基準」(strict scrutiny)を満たすものかである。

まず、裁判所は、連邦最高裁判所判例をふり返りつつ修正第1条による保障は、話し言葉だけではなくビラや論文を介した意見のやり取りにまで及ぶのであり、インターネット上の投稿という「行為」を介する場合にも同様の保障は及ぶのであって、また、数多くの表現には、ある程度多様性のある「行為」が必要であるとした。そして、当該規定はある特定の主題につき、インターネット上、ある目的をもって投稿することを禁じるものであり、これは言論の制約であり行為の制約ではない、との判断を示した³¹。

次に、裁判所は、当該規定が表現行為に対する「内容規制」か、「内容中立規制」(content-neutral)かについて検討し、当該規定は、「未成年者を脅迫し又は苦しめるための意図をもって」、「未成年者に関する秘密の、個人的な若しくは性的な情報を、インターネットに投稿したり又は他人に投稿することをけしかけたりすること」を、刑罰を受けるおそれによって、何人に対しても禁じるものであり、当該規定は、言論を制約するものであり、表現を伴わない行為を制約するものではなく、内容規制であり内容中立規制ではない、とした³²。

そして最後に判決は、内容規制である以上、その審査基準は「厳格な審査基準」によるべきとし、まず州は、当該規定がやむにやまれぬ政府利益に資するものであることを立証しなければならないとした上で、子どもたちを、オンライン上でいじめから守ること、子どもたちの身体的、精神的健康を保護することはやむにやまれぬ政府利益となることを認めた。しかし判決は、そうであったとしても、10代の若者たちをオンライン上の迷惑な行為から、刑法を用いても守ることの必要性に

ついては、ほとんど明確にされていない、と結論付けた³³。

この様に、ノースカロライナ州最高裁判所は、厳格な審査基準のもと、当該規定につき、その目的達成のための規制手段が必要最小限であることを認めず、違法との判断を下した。この判決は、類似した規定を持ついくつかの州の今後の司法判断にも、少なからぬ影響を与えるものと思われる。

おわりに

上で見てきた様に、現在、アメリカにおいてもネットいじめは深刻な問題となっており、その対策が強く求められる中、ほとんどの州でネットいじめをも対象とする「いじめ対策法」を設け、またその多くは、各学校区に「いじめ対策指針」を策定させ、これに反してネットいじめを行った生徒に対しては、学校による停学・退学等を含む懲戒処分を行う権限を認め、さらには、ネットいじめを行った生徒への刑事罰をも規定している。

懲戒処分の是非の議論は、すでに1969年の「ティンカー判決」で示された、生徒の行為が「学校の機能への実質的な妨げとなる場合」と「他の生徒の権利を侵害する場合」にのみ懲戒処分を科し得るとの基準を、現在の「ネットいじめ」という、当時は想像もできなかった「学校外」における新しい問題に対していかに拡げて適用するかという議論である。

刑事罰を巡る議論は、そもそもの必要性とそれを定める条文の明瞭性を巡り議論が集約されるが、ネットいじめを行った生徒に対して、実際に訴追が行われるのはまれであるとの現状から、刑事罰規定は、深刻な問題に対する最後の「頼みの綱」として、その意義を見出すべきとの指摘もなされている。

一見、異なる土俵にも見える、学校による懲戒処分と刑事処分の是非であるが、ネットいじめへの対策は絶対に必要であるとの前提のもと、それにより実効力を持たせようとする点で深く関わり合う論点であり、修正第1条の保障する言論の自由との適合性を図りながら、いかにそれを担保し

ていくのかという点が、連邦最高裁による判例が示されていない現在のアメリカにおいて、まだ先が見えない議論の最中にある大きな課題であるといえよう。

注記

- ¹ 文部科学省初等中等教育局児童生徒「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(確定値)について」(2018年2月)2頁、41頁。
- ² 「いじめ対策法」の制定過程等については、井樋三枝子「アメリカ合衆国におけるいじめ防止対応—連邦によるアプローチと州の反いじめ法制の動き—」外国の立法223(2007年)、同「アメリカの州におけるいじめ対策法制定の動向」外国の立法252(2012年)参照。
- ³ Sameer Hinduja & Justin W. Patchin, "Cyberbullying: Identification, Prevention, & Response", Cyberbullying Research Center, 2018, at 2.
- ⁴ <https://www.stopbullying.gov/what-is-bullying/index.html>
- ⁵ <https://www.stopbullying.gov/cyberbullying/what-is-it/index.html> なおその他に、ほぼ同義で、“electronic bullying”、“text bullying”、“Internet bullying”といった用語が使われる場合もある。また、大人間の同様の行為については、一般に、“cyber harassment”、“cyber stalking”という用語を使う場合がある。
- ⁶ Hinduja, supra note 3, at 3.
- ⁷ もっとも、被害者がそもそも電子機器等を持たないようにはれば、加害者からのいじめは遮断できるという考え方もあるが、携帯電話等の機器はもはや生活上の必需品であり、そういったものを一切持たないことは、加害者以外の者とのあらゆる繋がりをも断ち切ってしまうおそれもあるため、現実的ではないものと考えられる。
- ⁸ Hinduja, supra note 3, at 3.
- またこの調査は、今まで「ネットいじめ」を行ったことがあると答えた生徒は11.5%で、調査日から30日前までの期間に限定すると6.0%であった。
- ⁹ <https://cyberbullying.org/2016-cyberbullying-data>
- ¹⁰ https://www.cdc.gov/healthyyouth/data/yrbs/pdf/trends/2017_violence_trend_yrbs.pdf
調査毎に、2011年(16.2%)、2013年(14.8%)、2015年(15.5%)、2017年(14.9%)と、ほぼ横ばいであった。
- ¹¹ United States v. Drew, 259 F.R.D. 449 (C.D. Cal. 2009).
- その他、「ミーガン・マイアー基金」のホームページ(<https://www.meganmeierfoundation.org/megans-story.html>)及び Tijana Milosevic, Protecting Children Online?: Cyberbullying Policies of Social Media Companies, The MIT Press, 2017, at 67-68.を参照。
- ¹² United States v. Drew, 259 F.R.D. 449 (C.D. Cal. 2009).
- ¹³ Kimberly Miller, “Cyberbullying and Its Consequence: How Cyberbullying is Contorting the Minds of Victims and Bullies Alike, and The Law’s Limited Available Redress”, 26. S. Cal. Interdis. L.J.379 (2017), at 386-396.I9-16、その他、各国の「ネットいじめ」の被害事案は、サイバー・ブリーゲン・リサーチセンターのホームページ<https://cyberbullying.org/stories>に数多く掲載されており、参考となる。
- ¹⁴ <https://www.congress.gov/bill/111th-congress/house-bill/1966>
- ¹⁵ アメリカ議会下院「犯罪・テロリズム・国土安全保障に関する司法小委員会」公聴会議事録。
<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CHRG-111hhrg52547/pdf/CHRG-111hhrg52547.pdf>
- ¹⁶ <https://www2.ed.gov/rschstat/eval/bullying/state-bullying-laws/state-bullying-laws.pdf>
- ¹⁷ Sameer Hinduja & Justin W. Patchin, Bullying Beyond the Schoolyard: Preventing and Responding to Cyberbullying, Second Edition, Corwin A Sage Company, 2015, at 132.
- ¹⁸ Jennifer A. Mezzina, Cyberbullying, K-12 Public Schools, and The Public Schools, and the 1st Amendment, Seton Hall University Dissertations and Theses (2017), at 80- 87,111-114.
- ¹⁹ Tinker v. Des Moines Independent Community School District, 393 U.S. 503 (1969).
- ²⁰ Bethel School District v. Fraser, 478 U.S. 675 (1986).
- ²¹ Hazelwood School District v. Kuhlmeier, 484 U.S. 260 (1988).
- ²² 俗語と略字や当て字によるため明確な意味は分からぬが、マリファナ吸引を奨励する様に読める表現である点が問題となった。なお“bong”とは、マリファナ吸引用の水キセルの意味。
- ²³ Morse v. Frederick, 551 U.S. 393 (2007).
- ²⁴ Kowalski v. Berkeley County School, 652 F. 3d 565 (4th Cir. 2011).
- ²⁵ その他、連邦控訴裁判所におけるネットいじめを含めた論点に関する判決としては、「自宅のパソコンで複数の

友人とメッセージを交換する際に、ある特定の教員の頭を打ちぬくアイコンの作成等をした生徒に対する懲戒処分」(Wisniewski v. Board of Education of Weedsport Central School District (2007))、「自宅で、SNS 上に校長になりましたプロフィールを作成し、卑猥な言葉等を書き込んだ生徒に対する懲戒処分」(Layshock V. Hermitage (2011))、「自宅で、SNS 上に校長になりましたプロフィールを作成し無断で写真を掲載し、性的な言葉等を書き込んだ生徒に対する懲戒処分」(J.S. v. Blue Mountain School District (2011))、「二人の教職員に対する脅迫を含むラップを録音し SNS 及びユーチューブに投稿した生徒に対する懲戒処分」(Bell v. Itwamba County Schools (2015))がある。このうち「コワルスキ裁判決」を含む 4 判決が、「ティンカー裁判決」を引用する形で、学校等による、生徒に対する懲戒処分を容認する判決を下している。Jennifer A. Mezzina, *supra* note 18, at 4.

²⁶ Sameer Hinduja & Justin W. Patchin, Cyberbullying Legislation and Case Law: Implications for School policy and Practice, Cyberbullying Research Center, 2015, at 3.

²⁷ People v. Marquan M., 24 N.Y. 3d 1. (2014). 16 歳の高校生が、誰でも閲覧できるインターネット上のサイトに、クラスメイトの性的な情報を匿名で書き込んだ。そのため、当該高校生は、ニューヨーク州アルバニーカウンティ条例の「ネットいじめ」の刑罰規定に該当として起訴されたため、高校生側は「言論の自由」の保障を定めた合衆国憲法修正第 14 条に反すると主張し争った。最終的に、ニューヨーク州控訴裁判所 (Court of Appeals of New York) [ニューヨーク州では最高裁判所の位置づけ] は、この主張を認めて当該規定を違憲と判断した。

²⁸ NC. Gen. Stat. § 14-458.1(a)(1)(d) (2015). この規定に該当した者が 18 歳以上の場合には第1級軽罪(最長 120 日間の拘禁)、18 歳未満の場合には第 2 級軽罪(最長 60 日間の拘禁)となる。

²⁹ State v. Bishop, 774 S.E. 2d 337, at 340 (2015).

³⁰ State v. Bishop, 787 S.E. 2d 814, at 815-816 (2016).

³¹ Ibid, at 817-818.

³² Ibid, at 818-820.

³³ Ibid, at 819-822.